# 広島県教育委員会会議録

令和6年3月22日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年3月22日(金) 9:30開会

11:24閉会

# 1 出席者

教育長 平 川 理 恵 委 員 細川 喜一郎 中 村 朗 志々田 まなみ いずみ 近 藤 菅 田 雅 夫

# 2 出席職員

克 輝 教 育 次 長 池 田 管 理 透 部 長 江 原 学びの変革推進部長(兼)教育センター所長 部 由 貴 子 冏 乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼)参与 重 森 栄 理 理 榊 恒 雄 事 原 総務 課 杉 本 真 長 秘 書 広 報 室 長 糸 﨑 誠 教 職員 課 海 長 松 下 大 学校経営戦略推進課長 豊 沖 本 勝 義務教育指導課長 晃 立 田 生 涯 学 習 課 長 智 津 子 桑原

# 教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者に	ついて	頁 1
日程第2	第3号議案	広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3	第4号議案	博物館再登録について	2
日程第4	報告・協議 1	学校における働き方改革の推進について	4
日程第5	第5号議案	令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任 命について	9
日程第6	第1号議案	教職員人事について	9
日程第7	第2号議案	事務局職員人事について	0

平川教育長: それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から 御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、 いかがいたしましょうか。

細川委員: 第1号議案及び第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第5号議案は、委員 の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

平川教育長: ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の教職員人事について、第2号議案の事務局職員人事について、第5号議案の令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

#### (全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。したがいまして、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び 第5号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第3号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

平川教育長: それでは、第3号議案、広島県教育委員会規則等の一部改正について、杉本総務課長、 説明をお願いいたします。

杉本総務課長: それでは、第3号議案につきまして、資料にございますとおり、2のところに4点ございます。まず、広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令、それから、広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令、広島県立学校職員の人事評価に関する訓令、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則、この4点の一部改正について御説明を申し上げます。

現在、毎年度末に実施しております教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の勤務成績評価における評価要素でございます、コンピテンシーモデルにつきまして、一部見直しを行うものでございます。見直しの目的といたしましては、職員一人一人が職場内において、自分の意見を自由に出し合える雰囲気を醸成し、心理的安全性の定着を図るということを狙いとするものでございます。そのため、管理者及び監督者層などのコンピテンシーに心理的安全性の確保につながる項目を追加をしているところでございます。

また、令和6年度からの定年引上げに伴いまして、役職定年を迎えた職員を含む主査級の職員がこれまでに培った知識や経験を活用しながら、引き続き能力を発揮できるという観点から、定年引上げに係って、新たに今まで培ってきた知識とか経験を生かすといった分野の項目を追加をしているところでございます。県立学校及び市町立学校における能力評価につきましても、同様の趣旨をもちまして、改正を行うというものでございます。

例えば、発言・行動しやすい組織風土をつくり出すなど、そういった視点がそれぞれ にちりばめられてるというところでございます。

施行日は令和6年4月1日ということになっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員: 定年延長になって、今まで、例えば上席だった方が、自分の課の中にいて、主査として、またお仕事をされるというところでは、ここ数年で出てきた働き方だと思うのですけれども、こういうことって経験がないので分からないんですけど、うまくいっていると一様には言えないと思いますが、どんな感じなんでしょうか。

杉本総務課長: 御意見ありがとうございます。実は定年延長は今年からになりますので、今から正に、 この4月以降に初めて課長を辞めて、主査級になる職員が出てきます。当然、本人の意 向も聞きながらやっておりますので、教育委員会事務局でいうと、今回、課長級から主査で配置される職員は1名になりますけれども、専門的な分野の職員なので、本人も引き続きそういったことがやりたいという希望を踏まえて配置をしておりますので、今のところ、問題になるようなケースはないかなと思います。

志々田委員: マネジメント上の問題が出てくる可能性もあるということで、こういう形で規定から

見直して、よりよい職場をというのはすごくいいことだと思うのですが、引き続き労働 の問題なので、相談窓口等を用意して、配役を少し気にかけて、新しいこの動向をどう

いうふうに定着するのかを見ていたいなと思いました。

平川教育長: ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 第4号議案 博物館再登録について

平川教育長: 続きまして、第4号議案、博物館再登録につきまして、桑原生涯学習課長、説明をお

願いいたします。

桑原生涯学習課長: 第4号議案、博物館再登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1の提案の要旨にございますとおり、今回、広島県立 美術館、広島県立歴史民俗資料館、広島県立博物館及び頼山陽史跡資料館について、博 物館法に基づく博物館登録原簿への再登録を行おうとするものでございます。

令和5年3月13日のこの会議でも御説明したとおり、博物館法の改正に伴い、法の施行から5年間は、登録・指定を受けたものとみなされることとなっておりますが、登録・指定の継続を希望する場合は、そのみなし期間が終了する令和10年3月31日までに再登録等の手続を行うことが必要となっております。

資料の最後にお示ししておりますが、県内にある登録博物館29館及び博物館に相当する施設8館のうち、黄色に網かけをしております広島市が審査を行う10館と、国が審査を行う下段の表の4番目に示す「広島大学総合博物館」及び法改正以降に新規登録をした2館を除いた登録博物館21館及び博物館に相当する施設3館につきましては、計画的に登録等の申請を行っていただくこととしており、このたび、県立施設4館から申請があったところでございます。

戻っていただきまして、資料の2枚目を御覧ください。博物館の登録につきましては、博物館法第13条に定める要件及び県が定める「博物館登録等に関する要綱」に規定する要件を備えている必要がございます。今回、申請のあった県立施設4館について、書類による審査及び学芸員資格を有する学識経験者と生涯学習課職員による実地調査を行ったところ、設置者、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員その他職員の配置、施設及び設備、開館日数、いずれにつきましても、博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。

以上のことから、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館、広島県立博物館及び頼山陽史跡資料館を博物館登録原簿に再登録してもよいと考えております。

説明は以上でございます。第4号議案について、御審議のほど、よろしくお願いいた します。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。 中村委員: 法律の登録要件の見直し、登録審査の手続等の見直しが行われたということなのです

が、具体的にはどんな要件が変わったのでしょうか。

桑原生涯学習課長: これまでの博物館法に定められていた登録基準は、専門職員としての学芸員がいるか、
 博物館資料を持っているか、土地、建物があるか、博物館の開館日数が150日以上かどう

かといった、外形的な要件のみを判断するものであり、博物館としての活動の在り方を 問うものではなかったために、必ずしも博物館活動の質を保証したり、その向上を促し たりするものとはなっておりませんでした。新しい登録制度におきましては、その審査 基準において、資料を取り扱う体制や、学芸員を含む職員の配置、施設・設備等につい ても基準を定め、外形的な要素にとどまらず、活動の実質的な要素についても確認して いくこととなり、登録審査に際しまして、学識経験者からも意見を聞く機会を設けるな ど、登録を受ける博物館の活動に関して、より専門的な知見からのアドバイスを受けら れる仕組みとなっております。

中村委員: これまでも登録をされていたわけですけれども、この要件が変わったことによって、これに講じて、運営体制とか、何か変えたところがあるんですか。それとも、結果的に今までどおりで、新しい要件にも合致するということだったのでしょうか。

桑原生涯学習課長: 今回、登録の申請がございました県立の博物館4館につきましては、これまでも県民に対する学びの提供や、学校との連携など、質の高い様々な博物館活動を実施されておりましたので、それを改めて確認をさせていただいたということになっております。今後も、他の博物館に関しましても、毎年活動内容を御報告いただくこととなっておりますので、そこでしっかり博物館としての質を保証できるようなものであるということを確認をさせていただきながら、しっかりと活動を継続していただきたいと考えております。

中 村 委 員: ありがとうございます。

近藤 委員: 先ほどの御説明の中に、学識経験者の方に意見を求めた博物館もあるという話もあったのですが、県立の博物館ということもあるので、もしこの4館について、学術とか、何か頂いたものがあれば教えてください。

桑原生涯学習課長: これまでの法改正後の登録につきましては、県の博物館等の学芸員に現地調査をお願いしていたのですけれども、今回は、県立の施設ということで、全て外部の大学の専門家、教授等に確認をお願いしております。その際に、それぞれの館に対して、いろいろと御意見をいただいたところではございますけれども、例えば、ある館に対しては、特色を持った活動をもっと県民に知ってもらうために、運営方針をしっかり発信して、それに基づいた館の自己評価を行っていくことが必要ではないかといった御意見であるとか、ホームページが教育委員会内のホームページになっており、少し発信力が弱いので、独自のページをつくるなどして、魅力的な情報発信をして利用促進につながるように取り組む必要があるのではないかといった、中身だけではなくて、利用促進につながるような、県民に学びをしっかり提供していただくための御意見などもいただいたところでございます。

菅田委員: 今後5年以内にということですけども、5年を過ぎた場合はどうなってしまうのかということと、もう一つは登録一覧の中でいっぱいありますけども、申請意向があるところと、もう申請するつもりのないところというのがあるのでしょうか。

桑原生涯学習課長: 昨年度、この再登録の手続が必要であるということについて、現在登録をいただいている博物館、それから指定をさせていただいている博物館を対象に説明会を行いまして、ほとんどの館が再登録や、再指定ということで御意思はお持ちであると伺っております。一度に二十何館が出てくると、確認も困難であることから、それぞれの館の御意向も確認しながら、おおむね年間で4館から6館ずつ、令和10年3月31日までに登録、再指定が終わるような形で計画的に進めていきたいと思っております。

なお、そこまでに手続が終わらない場合は、登録や、指定が取り消されるということになりますので、そこまでには必ず終えていただくように、私たちもしっかり働きかけていきたいと思っております。

菅田委員: よろしくお願いします。

平川教育長: ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

平川教育長: 続きまして、報告・協議1、学校における働き方改革の推進について、沖本学校経営 戦略推進課長、説明をお願いいたします。

時間の確保」について、子供と同さ合う時間か確保されていると感じる教員の割合は76.4%となっており、前年度と比べ、3.9ポイント改善をしております。また、もう一つの目標の「超過勤務の縮減」について、教員の年間の時間外在校等時間の平均は350時間20分となっており、昨年度と比べ2時間46分の減少、月45時間を超えた教員は19.9%となっており、昨年度と比べ、0.4ポイント改善してございます。いずれの目標も達成までは至っておりませんが、着実に改善が図られてきているものと考えております。

続いて、資料の2ページでございます。「2 令和5年度の主な取組の状況及び令和6年度の取組の方向性」でございますが、こちらは別紙を添付してございますので、続けて、資料3ページを御覧いただければと思います。

今年度、取組方針に掲げます4つの視点を柱として、総合的に取組を進めて参りまし た。【1】でございます。「学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」に ついて、スクール・サポート・スタッフの配置や、校務支援システムの機能拡充などに 取り組み、資料の中ほどの成果・課題に記載のとおり、本年2月に実施した県立学校教 職員アンケートから、スクール・サポート・スタッフ配置による業務負担の軽減として、 1人当たり週約0.5時間、校務支援システムの利用により、業務が効率化していると感 じている教員の割合が84.9%となるなどの調査結果が得られております。令和6年度に つきましては、昨年6月に実施しました教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、小・中学 校及び県立高等学校の全校でスクール・サポート・スタッフの活用を図る配置拡充や、 成績処理業務の負担軽減のための県立中・高全校への共通の採点支援システムの一括導 入、県高等学校 P T A 連合会との連携により作成した、保護者、地域等に対する教員の 働き方改革の協力要請のリーフレットを活用した広報の強化などに取り組んで参ります。 続いて、4ページを御覧いただければと思います。「部活動指導に係る教員の負担軽 減」についてでございます。部活動指導員の配置に対する経費の補助などに取り組んだ 結果、資料の中ほどの成果・課題に記載のとおり、部活動指導員配置による業務削減時 間が顧問1人当たり週約5.2時間となるなどの調査結果が得られてございます。令和6年 度につきましては、教員勤務実熊調査の結果等を踏まえ、県立高校における部活動の在 り方等の検討や、中学校における部活動指導員の配置支援の拡充などに取り組んで参り ます。

続いて、「【3】学校における組織マネジメントの確立」や、資料5ページでございます、「【4】 教職員の働き方に対する意識の醸成」についても、資料、中ほどの成果・課題に記載のとおり、超過勤務の傾向にある教職員に対し業務の状況確認や業務の進め方等について指導助言をしている管理職や、勤務時間等を意識して業務に取り組んでる教員の割合がいずれも昨年度より上昇しております。令和6年度につきましては、管理職による教職員の適正な勤務時間管理の徹底や、教職員の意識醸成につながる効果的な研修の実施などに取り組んで参ります。令和6年度も引き続き、効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進して参ります。

最後、資料6ページには、県立学校における組織マネジメントの確立に関する調査結果を参考資料としてまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。近藤委員: 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が増えてきていて、本当に効果が出ているのではないかと思います。これまで、広く校務支援システムや、スクール・サポート・スタッフ等を入れてもらって、全体的に段々少なくなるような取組をしてくださってきたと思うのですけれども、昨年の秋に学校訪問に行かせてもらったときに、特別支援学級に在籍する生徒さんが非常に多い学校を訪問させてもらいまして、そのときに、校務支援システムのフォーマットが通常クラスを想定してるフォーマットな

ので、せっかくあっても使えないというようなお話をお伺いしました。どこかに協力してもらって、特別支援学級で使えるようなプログラムを組んでもらっても、すごく大変という話を聞きまして、特別支援学級のプログラムがあると、それでも3分の1程度か、かなり軽減されたというお話を聞きました。そういう重点的に、ここがまだ落ちてるんじゃないかというところをもう一度見ていただくと、より効果的に負担の軽減ができるところがまだあるんじゃないかなと思いますので、そういったところも少し見ていっていただけたらと思います。

###機讚<br/>
| おりがとうございます。働き方改革、学校の状況につきましては、毎年、学校に対してヒアリングを行いながら、実情というものをしっかり把握をしているところなんですけれども、近藤委員、御指摘の部分についても、学校に対して、改めて話を聞きながら、よりよい解決策といったものを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

中村委員: 子供と向き合う時間の確保、それから、超過勤務の取組、目標には達していませんけれども、着実にというか、よくなっているということになるんですが、コロナの影響というのは、3年の推移を見た中であるんでしょうか。

神学機能機能器: 学校行事などについて、やはり縮小したりとか、そういったところで影響はあったものと考えておりますが、コロナが5類に移行した今年度について、実際にこういう調査をしてみますと、前年度より削減しているという状況が見えて参りましたので、単純に行事をそのまま復活させるということではなく、その目的に応じて、必要なやり方というものを学校が真に考えていただいてると、そういう結果が表れてきてるのかなと受け止めております。

中村委員: 恐らく忙しくなってる中で、数値は改善してるということで、実際にはより大きな効果を得てるのかなと思いました。

それから、いろんな施策を行う予算効果が出てるのもありますし、管理職による指導も大事だと思いますけれども、そういう中で、現場で細かな無駄等の排除をしていく上では、これは管理職、我々の世代だけじゃなくて、現場のICTを熟知している教員がちょっとした工夫を出してくれれば、少しずつは小さな削減でも大きな効果になるということがあると思うので、実際そういう好事例の発表もどっかであったと思うのですが、是非そういった学校一丸での意識改革、取組と事例の共有を引き続きやっていただきたいと思います。

その辺り、1点だけ、この採点支援システムというのは、具体的にはどんな仕組みなのですか。

林報鑑講問題: 昨年6月に実施をいたしました教員勤務実態調査では、成績処理業務について、多くの教員が負担に感じているという実態が明らかになったところでございます。こうした調査結果を踏まえまして、教育委員会では、令和6年度から県立中高全校に共通の採点支援システムを一括導入することとしたところでございます。このシステムは、コピー機等のスキャン機能を活用して、生徒の定期考査等の答案用紙をPDF化、データ化し、システムに登録することで、教員がパソコン上で答案等の採点や得点集計を行うことができるものという形の内容でございます。

中村委員: なるほど、ちょっと想像してた部分が違うんですけど、なるほど。採点自体は、やっぱり教員がやる、それを紙にするか、PDFのようなもの、デジタル機器上であるか、この違いってことですかね。

神学報謄鸛糕: 例えば、選択式の問題とか、1文字で、あ、い、う、えの中から選択するというものについては、このシステムによって、自動的に、あをつけていたら丸とかということは、このシステムで行うことができます。ただ、そういう選択式の問題ばかりでは当然ないわけで、それらについては、例えば、一つの問題について、クラス全員分の回答を画面上に並べて、それで丸をつける、全部を一通り、1人ずつ全問題を採点するのではなくて、一つの問題を全員分を並べて一括採点ができるというところで、効率的に採点業務が行えるのではないかなと考えております。

中村委員: 分かりました。いろいろ工夫、改善しながら、より効率化になじむよう、やっていた だければと思います。

今、通知表の作成とかもどのようになってるのかなと想像していたのですけど、いろいる恐らく時代の流れに合わせて変えていけるところもあろうかと思いますので、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

志々田委員: 月45時間以上等の資料、45時間以上働いている先生の延べ人数が書かれているんです けど、その下にパーセンテージが書いてあるんですが、母数は何のパーセンテージなん ですか。

毎月、時間外在校等時間が発生した教員の数を全て足し合わせたものが母数となって 沖本学校経営戦略推進課長 : おります。

志々田委員: 延べ人数がその足し算ですよね。

沖本学校経営戦略推進課長 : (はい)。

志々田委員: パーセンテージが下に書いてあるんですけど、それは、要するに月45時間超えた先生 たちをずっと延べ人数を足していった数が、この1万988ですか。

沖本学校経営戦略推進課長 : / はい。

志々田委員: 19.9%の母数は何ですか。

ろでございます。

沖本学校経営戦略推進課長 : 毎月、1分でも超過勤務をした教員、それを毎月足し合わせていって、それが分母に なっているということでございます。45時間を超えてない教員も含めて、超過勤務を行

った教員を全て年間足し合わせたものを分母にしております。

志々田委員: 分かりました。

これだと、私の想像では45時間を超える教員というのは、いつも同じとは言いません けれども、ある程度傾向があって、一定数の先生たちではないかと思いますし、その辺 りが問題なのかなと思います。つまり、今月は行事があって、45時間を超えたというの はあってもいいと思うのですが、1年間継続して45時間を超えてる人たちを、大丈夫で すかとピックアップしていくことが必要だと思うのですが、そういうことはされてるん でしょうか。

月45時間、個々の教員がずっと超えてるかどうかといったところは、そこまでの県教 沖本学校経営戦略推進課長 : 委としての把握は行ってはおりませんけれども、各学校において、当然ながら、継続し て、そういう超過勤務が45時間以上超えている者がいる場合には、業務の平準化ができ ないか、他の教員に割り振ることができないか、そういったことを管理職がしっかりと 考えていく、管理していくということが重要ということを校長には伝えてきているとこ

志々田委員:

もちろんそれぞれの先生方が、1人の先生に業務が集中しないようにという適正な労 働環境をということも一つだと思いますが、働き方は、私も働いてて思いますけど、本 人の意識というか、働く、45時間がどうかは置いて、だらだらと仕事をし続けることが 決してよいわけではないし、そういう体質が何で働き方改革をやってるかというと、次 世代の教員になりたいという人たちの環境を悪くしていく可能性もあるので、今頑張っ てる先生たちにそういう言い方はできないけども、大きい目で見ると、今、あなたが超 えているということは、後の教師のバトンにつながらなくなるんだということとかも含 めて、意識啓発していかなければならないだろうと思います。そうすると、ずっと自分 が頑張ればいいんだと思ってる先生に、どうやって意識を変えてもらうかというと、や はりその先生に、大丈夫かということと、どういう意味で働き方改革をしてるのかとい うことをお一人お一人説明していくということが必要なのではないかと思います。特に 県立学校なので、小・中学校と違って、高校というところだと、もう少し改善ができる んじゃないかなと、私としては思うので、各学校の校長先生方にきちんと働き方改革、 ここの延べ人数にいつも上がってくる先生には、より注意していただきたいし、サポー トしていただきたいということを再度、いろいろな形で情報提供していただければなと 思います。

っております。各学校の校長がマネジメントしていく上で必要な資料というものは、 我々として、データとして集計できるものがあれば、そういったものも提供しながら、 校長がしっかりとその教員に向き合って、マネジメントしてもらうように、引き続き学 校と連携をしていきたいと思います。

菅 田 委 員: 部活動指導のところで、指導員配置により顧問1人当たりの業務削減時間が週当たり 5.2時間となってますけども、大体、顧問1人当たり、週当たり、どれぐらい関わってる のかということと、それから、今後、もっともっと5.2時間がどんどん、もっともっと削 減できる見込みがあるのかというところをお聞きしたいのと、あと、スクール・サポー ト・スタッフも配置したことによって、0.5時間ですけども、これももっと削減できる余 地があるのかどうかというところをお聞かせいただきたいんですけれども。

桝桝樅誾鱗縫鰃: 部活動に実際に充てている時間というものが、今年度で申しますと、週当たり6.6時間 となっておりまして、前年度と比べ1.4時間増加をしているような状況があります。これ は、先ほどお話もありましたコロナの関係もあるのかもしれないなとは受け止めている

状況でございます。

菅田委員: ということは、6.6時間のうち、もし指導員が入ってるところは1.4時間で済んでると いうことでしょうか。

冲本学校経営戦略推進課長 : 先ほど週当たり6.6時間と申しましたのが、県立学校に対する調査という結果でござい まして、週当たりの部活動、顧問1人当たりの業務削減時間、週当たり5.2時間と書いて おりますのは、これは中学校ということ、市町立学校ということになりまして、ちょっ と先ほど申し上げたのはデータのもともとの母体が異なっております。大変失礼いたし ました。

> 部活動指導員につきましても、少しずつではございますが、導入する市町というのは 増えている状況にございます。来年度につきましては15市町、1市町増えまして15市町 で行うこととなっておりますので、今後もそういった部活動指導の削減というものは、 部活動指導員の拡充はしているところでございますので、減ってくるのではないかと見 込んでいるところでございます。

菅 田 委 員: まだ導入時期ですけども、今後、本当に効果があるのかというふうなところも追跡調 査していただいて、本当に部活動指導員がいいのか、もう地域のクラブに任せるように したほうがいいのかというのも、地域によって変わると思うのですけども、きめ細かく やっていただければと思います。

> 教員以外でできる仕事をなるべく、外注という言い方はおかしいですけども、その人 にお願いすることを増やしていって、スクール・サポート・スタッフだったり、教員1 人当たり0.5ですから、結構効果が大きいと思うので、どんどん拡充していただければと

スクール・サポート・スタッフにつきましては、来年度、特に予算的には措置時間数 冲本学校経営戦略推進課長 : はいろいろ学校規模によって調整はありますけれども、全校に配置できるだけの予算を 計上させていただいているところでございますので、そういった体制を続けていきたい と思っているところでございます。

> 部活動指導について、地域へのクラブ移行というようなお話もございました。こちら につきましては、市町とも引き続き緊密に連携しながら、どういった対応ができるのか というのは、丁寧に検討していきたいと思っております。

細川委員: 御説明ありがとうございました。学校における働き方改革の令和5年度の取組の状況、 それから、成果、課題から令和6年度の取組の方向性というのをしっかりここでお示し をいただいているんですけれども、先ほど、志々田委員も御質問いただいた、月45時間 を超えた教員の数が延べでは1万人超えてますが、実際、ある教職員の方に片寄ってい るしたら、やはりその辺のところが学校の位置や規模等の要因もありましょうけども、 いろいろこの取組をされてきて、また次年度も方向性を考えられておられますが、時間 外在校等時間月45時間を超えた教員を減らすことが可能な部分ばかりなのか、もしくは、 もうなかなか難しい問題が多くて、クリアできない問題がかなり根底にあるのか、その 辺のところが解決をしないと、なかなか減らそう減らそうという掛け声ばかりで、減ら ないと思うのですよね。私たち業界は、皆さん御存じのように、この4月から非常に厳 しいくくりの中で事業展開をしていかなくてはならないんですけども、そういう学校の 先生の働き方について、ある程度しっかり取り組んでいく、本当に減らす、固い決心で やっていくという方向性をやっぱり持っていないと、なかなか減らないんじゃないかな というような気がしております。

> それと、業務をやっておりますと、年間1月から12月まで、やはり忙しい月と閑散月 というのはあります。学校もそうだと思います。その辺のところをうまく変形労働時間 制を私たちは取りますけど、そういうようなお考えで、閑散期はもう毎日定時で帰ると か、そういうような管理職のマネジメントの能力も問われましょうし、令和6年度中に は、必ずこうなるというような、県教育委員会としての固い意志みたいなものが、私は お聞きしたいなと思うのですけど、ここには令和6年度のここまでなりたい、ここまで します、ここまでやらなくてはならないというような、そういう指標みたいなものをお 持ちなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

では行っていないのが実情でございます。この最終的な、1ページ目に上げた、45時間 を超えた教員を45時間以内とするとか、年360時間以内にすると、そういった大きな目標 に向けて、毎年度取り組んでいる状況でございます。

働き方改革が非常に重要なことだと志々田委員おっしゃられたように、次世代の教員

7

になりたい方たちへのしっかりしたアピールを学校現場としては伝えていかなければいけないという認識は確かに持っております。ただ、一朝一夕にこの働き方改革進まないのも実態でございます。ですので、来年度はスクール・サポート・スタッフを大幅に増員をするための予算を計上させていただきました。また、先ほど話に出ました採点支援システムを一括導入するといったようにできることはとにかくやろうと、そういう決意で我々も取り組んでいるところでございます。毎年取組内容をしっかりと検証して、しっかりと改善につなげていくということが重要だと考えております。

細川委員: 課長から今、強いお言葉をいただいたので、安心をしたところもあるんですけども、民間ですと、どうしても守れない業務というのは、やめることができます。実際、他社にお願いしてくださいとかですね。でも学校は、そういうことができないと思うので、とにかくいろいろ難しい課題を一つ一つ、個別に各先生、いろいろ事情背負っておられましょうから、しっかりそれを調査して、研究して、また助言なりいただいて、御努力いただくことが大切だと思いますので、先ほども言いました学校の位置とか規模とかによっても、かなり違うんじゃないかとも思っております。また、ある特別支援学校でお聞きしたのは、私が校長になってから、かえる会議を始めたと。かえるというのは、チェンジの変えると、本当に帰る、退校するの帰るをひっかけておられたんですけども、そういういろな学校での努力の成果がそれぞれ出てくるんだと思うので、実情に合わせたそういう解決策と申しましょうか、やり方を考えていただいて、是非この数字が、段々減っておるということは分かるんですけども、目標以内になるようにということを、これからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

神機<equation-block>に関係します。各学校には、しっかりとヒアリングをしながら、その中で出てきた好事例、そういったものも横展開をしながら、我々も予算面でもしっかりと対応しながら、学校と教育委員会、力を合わせて、1人でも働きやすい状況が、より望ましい状況が生まれるように、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

中 村 委 員: これは県立学校での働き方改革推進ということだと思いますが、市町立学校のほうは、 それぞれの市町で同じように働き方改革推進というのを主体にやっていくということで しょうか。

中村委員: 小学校が、採用の倍率も下がってますし、現場の大変さもまた違うものがあると思いますので、しっかり働き方改革の推進をお願いしたいと思います。 それと、先ほどから言われてる時間外の時間についてです。時間管理については、どういう形で出退勤の時間を把握をされてるんでしょうか。

中村委員: 分かりました。先ほどの質疑を聞いてて、個人的に思ったのは、自分のペースで長く時間外をしてしまう人が一定数いる。それは全くそのとおりだと思います。その一方で、どうしても抱え込んでしまって、長時間になってしまう人、平均はこの数字ですけども、そういう教員のメンタルケアがすごく気になるんですけど、産業医に相談するとか、そういった対応は当然されているのでしょうか。

神学擬語|| 当然ながら、超過勤務が続く教員、多い教員、本人の申出に加えまして、一定の時間を超える教員がいましたら、産業医と面談をするということはやっているところでございます。

中村委員: 皆さん御指摘のことと同じようなことになるんですけど、ここ数年、民間企業で採用してますと、仕事のやりがいよりも給料、給料よりも休日数とか、時間外の時間とか、そういうところばかり気にされるような就職活動になってるということになります。いろんな不祥事が続いてるのも、採用難と絡んでるところでもありましょうし、採用難というのがこういう実態との関係では全くありませんので、是非とも着実に働き方改革を推進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

平川教育長: ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、以上で本件の審議を終わります。 続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行います。 傍聴者の方は、申し訳ありませんが、御退席のほど、お願いいたします。

(10:25)

#### 【非公開案件】

# 第5号議案 令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

# 第1号議案 教職員人事について

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置(減給10分の1 1月)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置(減給10分の1 1月)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の信用失墜行為等に係る人事措置(戒告)について、審議の結果、全員賛成により原案 どおり可決した。

県東部公立小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置(戒告)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

# 第2号議案 事務局職員人事について

教育機関指導主事の信用失墜行為等に係る人事措置(戒告)について、審議の結果、全員賛成により 原案どおり可決した。

(11:24)